

誘導施策

居住誘導区域や都市機能誘導区域の付加価値を高めるような、以下の施策を実施します。

1 居住誘導のための施策

- ▶居住誘導区域外における届出制度の運用

▶空き家や低未利用地等の適正処理による居住促進

▶新設等住宅取得への支援（市外から生活利便性の高い地域への住宅取得者）

▶公共交通ネットワークの維持・改善

▶使いやすい公共交通環境の形成

▶情報提供の充実
- ▶魅力的な居住環境の整備

 - ・街路事業や土地区画整理事業等の都市基盤整備
 - ・公園の魅力向上
 - ・緑が映える良好な景観形成
 - ・誰もが安全・安心に移動できる歩行空間の確保
 - ・公共施設等の更新・統廃合・長寿命化
 - ・立地誘導促進施設協定制度の活用

2 都市機能誘導のための施策

- ▶都市機能誘導区域外における届出制度の運用

▶国等の直接支援策の活用

▶国の各種支援制度の活用

▶誘導施設へのアクセス利便性を高める交通空間整備の推進

▶中心市街地の活性化の推進

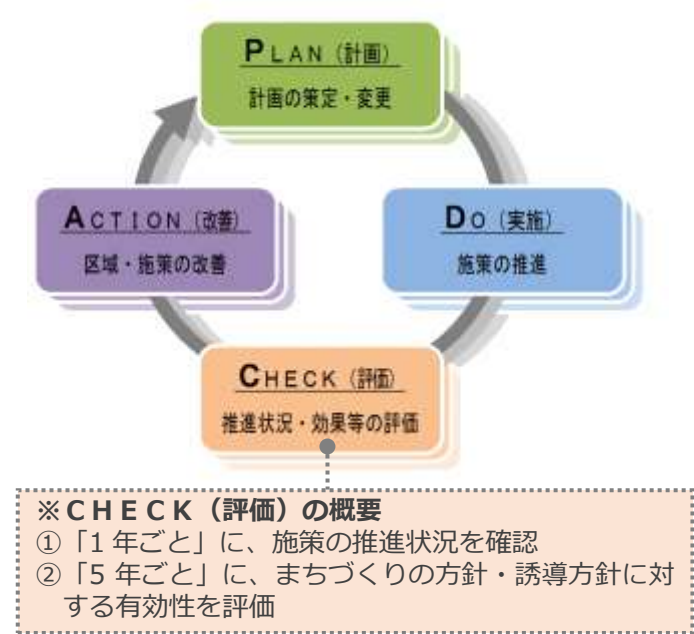
▶市内事業者との協働によるにぎわい創出
- ▶既存公共施設の再編

▶にぎわいを創出する都市環境の整備

 - ・街路事業や土地区画整理事業等の都市基盤整備
 - ・公園の魅力向上
 - ・緑が映える良好な景観形成
 - ・公共施設等の更新・統廃合・長寿命化
 - ・低未利用土地権利設定等促進計画制度の活用

進行管理

P D C A サイクルによる進行管理を行い、必要に応じて見直ししながら効果的に計画を推進します。



目標値の設定

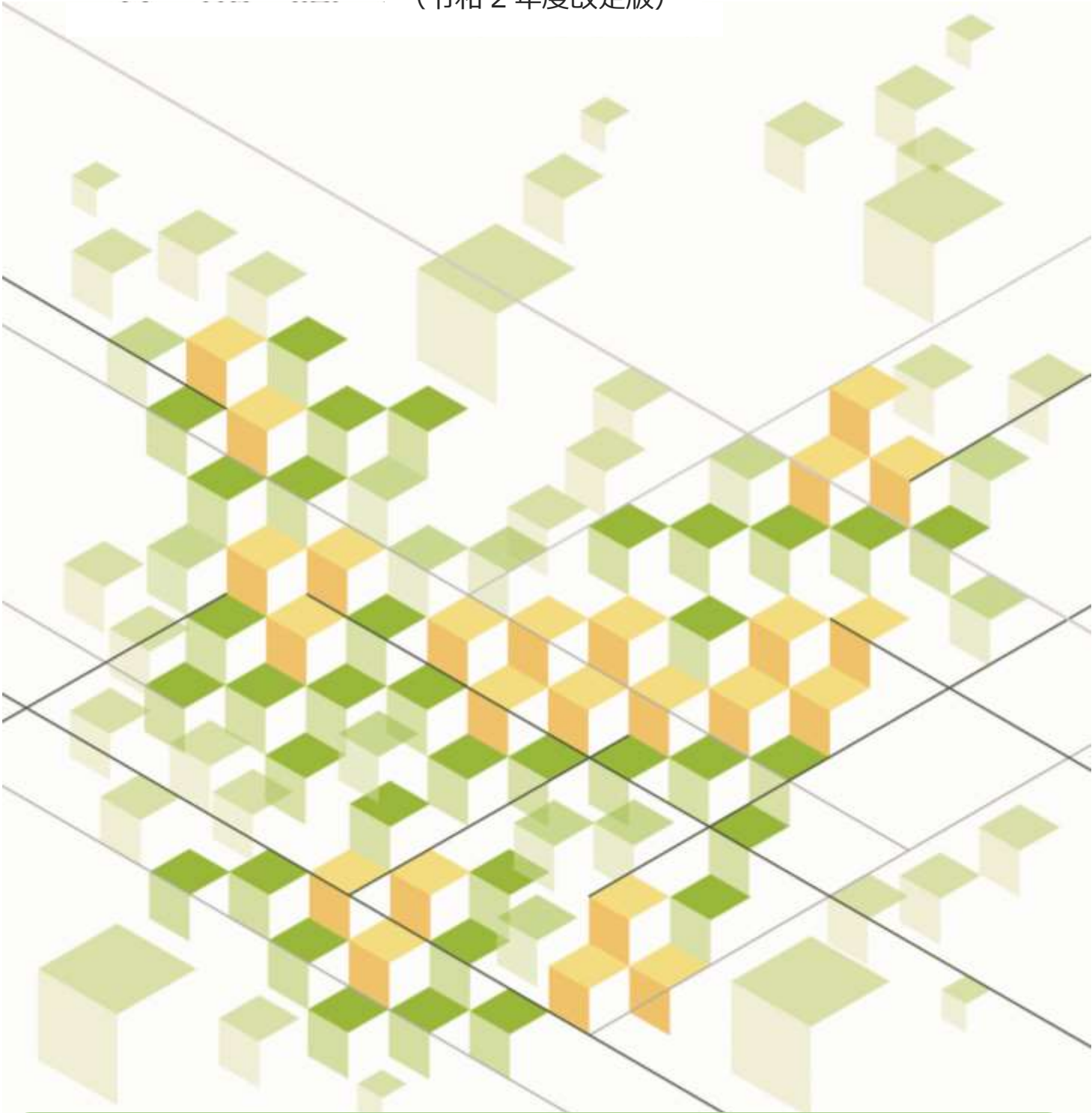
本市が目指す持続可能な都市となっているか評価するため、以下の指標及び目標値を設定します。

	目標値 1	目標値 2
	居住誘導区域の人口密度	主要な鉄道駅の 1 日あたりの乗車人員
基準値	49 人/ha (H22 年国勢調査)	19,126 人 (H26 年度)
現況値	52 人/ha (令和 2 年)	20,374 人 (令和元年度)
目標値 (R22)	49 人/ha	20,000 人

※主要な鉄道駅：各都市機能誘導区域の中心である以下の 11 駅を対象とします。
J R 豊川駅、三河一宮駅、愛知御津駅、西小坂井駅、小坂井駅
名鉄 豊川稲荷駅、諏訪町駅、八幡駅、国府駅、名電赤坂駅、伊奈駅

豊川市立地適正化計画 概要版

(令和 2 年度改定版)



立地適正化計画とは・・・

- 全国的に今後、急速な人口減少・少子高齢化が予測されており、拡散した市街地のままで人口が減少し低密度化すれば、一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能の維持が、将来困難になりかねないことが懸念されています。こうした背景を踏まえ、コンパクトな都市構造の形成に取り組むため、平成 26 年に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画制度が創設されました。
- 本市においても、全国と同様に人口減少・少子高齢化が進むことが予測されていることから、平成 29 年 2 月に「豊川市立地適正化計画」を策定し、2040 年（令和 22 年）を目標年次として、持続可能な都市の形成に取り組んでいます。

豊川市立地適正化計画（令和 2 年度改定版）

◎本計画に対するご意見・ご質問等は、豊川市都市整備部都市計画課までご連絡ください。

【連絡先】住所：〒442-8601 愛知県豊川市諏訪 1 丁目 1 番地
TEL：0533-89-2147 FAX：0533-89-2171
E-mail：tokei@city.toyokawa.lg.jp

◎本書は概要版です。詳細は計画書をご覧ください。

人口の将来見通しと市民の生活への影響

人口の将来見通し

本市の人口は、今後減少することが予測されています。これに伴う都市の低密度化が想定されます。少子高齢化も進み、2040年（令和22年）には人口の1/3が高齢者となると予測されています。



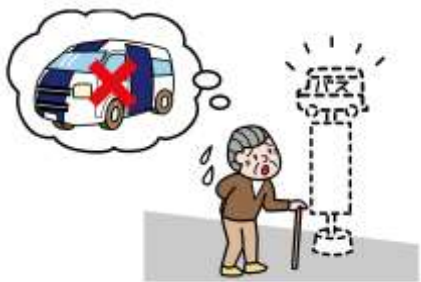
資料：国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（平成30年（2018年）推計）

市民の生活への影響は？

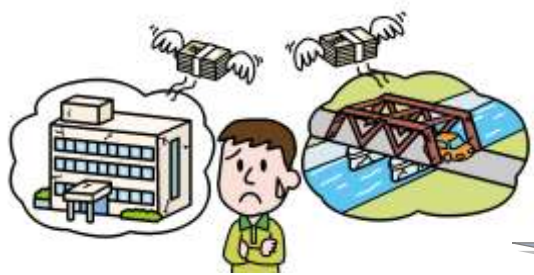
▲生活に必要な施設の撤退
身近な商業施設や医療施設等が撤退し、生活利便性や地域の魅力が低下することが懸念されます。



▲公共交通の縮小・撤退
公共交通利用者の減少により、サービスが悪化し、自動車を運転できない方が外出する機会が減少することが懸念されます。



▲財政規模の縮小・公共施設の脆弱化
老朽化する公共施設の建て替えや維持管理に必要な財源が不足し、必要な機能を十分確保できなくなることが懸念されます。



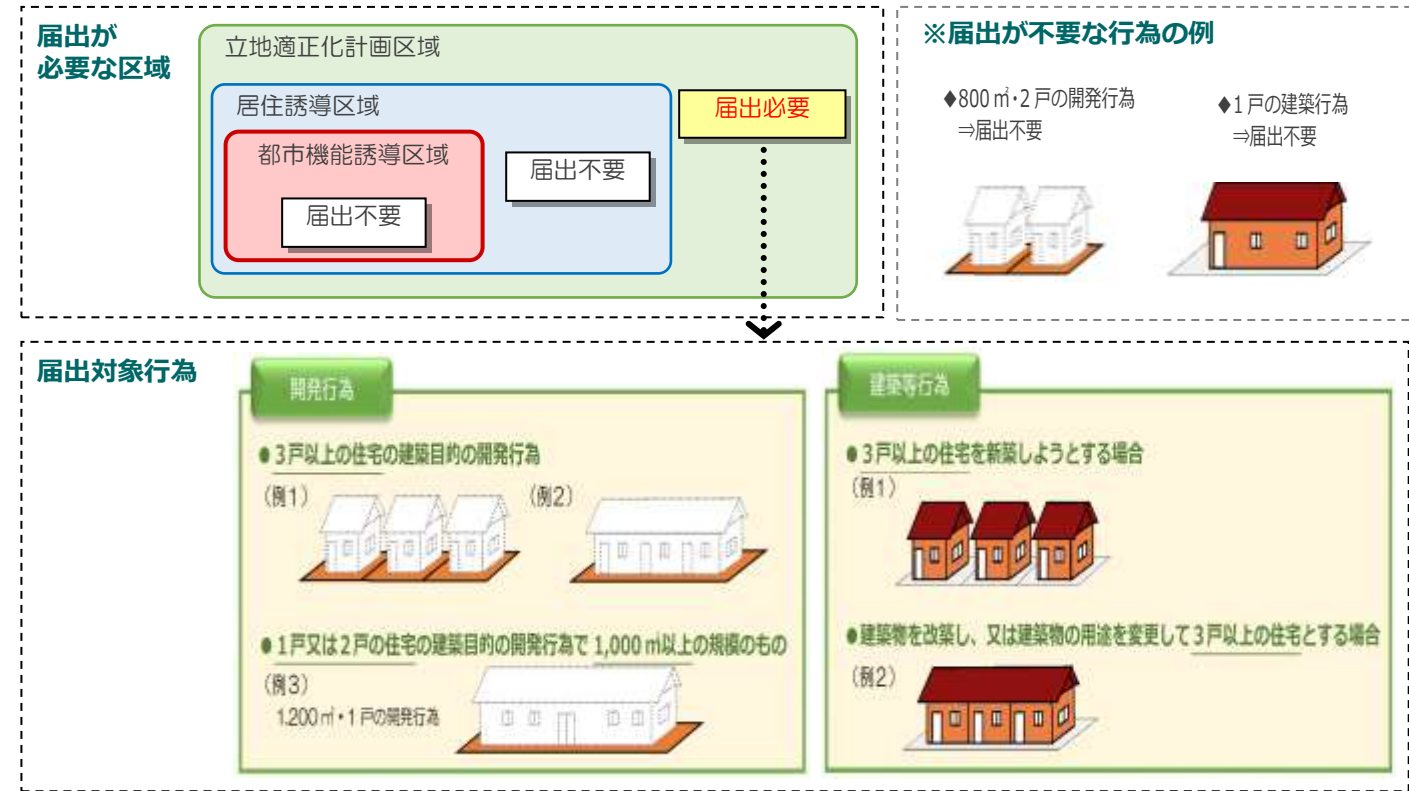
市街地の拡散を抑制するとともに、医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能施設や居住がまとまって立地し、高齢者をはじめとする市民のみなさんが市街地であっても郊外であっても、公共交通のネットワークによりこれらの施設に容易にアクセスできることが理想的です。暮らしやすい安全な都市構造へ移行させ、持続可能な都市経営を目的とするためにコンパクトシティの推進が必要であることから、立地適正化計画を策定しました。

届出制度について

都市再生特別措置法の規定により、立地適正化計画区域（豊川市域）における行為等で以下に該当する場合は、市長への届出が義務付けられます。

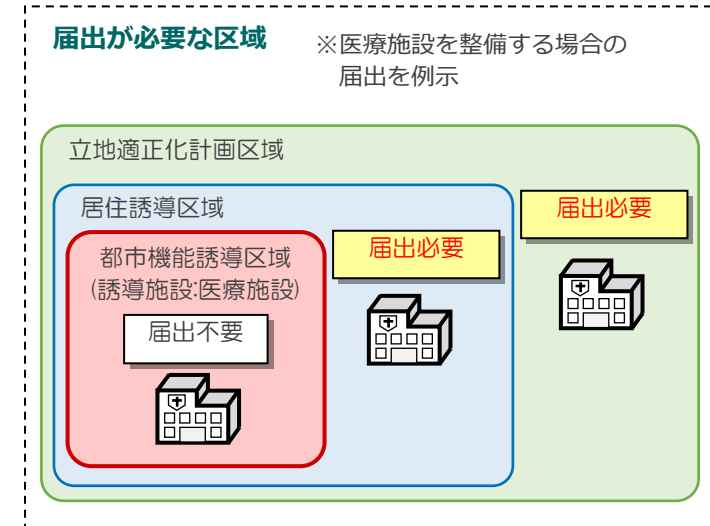
1 居住誘導区域外における届出

居住誘導区域外において、下図の「届出対象行為」を行う場合に届出が必要です。



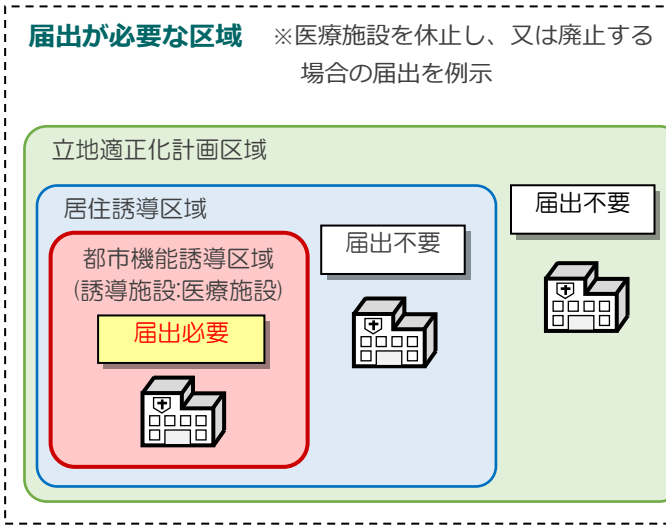
2 都市機能誘導区域外における届出

都市機能誘導区域外において、前頁（9頁）に示す誘導施設を有する建築物の開発行為、誘導施設を有する建築物の新築・改築または用途変更を行う場合に届出が必要です。



3 都市機能誘導区域内における届出

都市機能誘導区域において、前頁（9頁）に示す誘導施設を休止し、又は廃止しようとする場合に届出が必要です。



3 誘導施設の設定

都市機能施設の充足状況や分布特性を踏まえ、各都市機能誘導区域の誘導施設を設定します。

誘導施設の区分	
○維持・拡充施設	：都市機能誘導区域に立地しておりその機能を今後も維持・拡充する施設
◇補完施設	：都市機能誘導区域外であるが駅の徒歩圏にある施設
●誘致施設	：駅の徒歩圏になく新たに都市機能誘導区域に誘致する施設
※補完施設は法令上の誘導施設であり、都市機能誘導区域内への施設立地や移転を促進するものとします。しかし、補完施設が駅の徒歩圏から無くなった場合は、「誘致施設」とします。	
※医療施設については、内科、外科、整形外科、小児科、歯科の５つの診療科目を確保するため、都市機能誘導区域に５つの診療科目が立地している場合は「維持・拡充施設」とし、駅の徒歩圏に立地している場合は「補完施設」とします。	

大区分		小区分	中心拠点	地域拠点					
				八幡地区	国府地区	一宮地区	音羽地区	御津地区	小坂井地区
安心して健やかな生活を支える基盤となる施設	医療	医療施設 (内科、外科、整形外科、小児科、 歯科の5つの診療科目)	○	○	○	◇	●	●	◇
		保健センター	○						
	高齢者福祉	通所・訪問系高齢者施設	○	○	○	○	◇	○	○
	障害者福祉	通所・訪問系障害者福祉施設	○	●	○	○	◇	●	○
子育て世代のための施設	子育て支援	子育て支援センター	○						
		通所・訪問系障害児福祉施設	○	◇	●	○	●	●	●
		幼稚園、保育所等	○	○	○	○	◇	○	○
まちなぎわいを生み出す施設	文化	図書館	○			●	◇	◇	○
		生涯学習センター	○			●	◇	○	○
	商業	大規模小売店舗（1,000㎡以上）	○	○	○	○	●	●	◇
行政施設	行政	市役所	○						
		支所				○	○	○	○

拠点の位置づけ

- 中心拠点（豊川地区、中央通地区、諏訪地区）：中心拠点は、現状でおおむね全ての都市機能施設が備わっており、本市の魅力ある生活環境の確保や、活力とにぎわいの向上をけん引する拠点です。
- 地域拠点（八幡地区）：豊川市民病院が立地しており、既存の医療機能を核とした商業、文化、交流、福祉機能等の多様な都市機能の集積性を高めることで中心拠点の機能を補完する拠点です。
- 地域拠点（国府地区）：中心拠点や八幡地区と一体となって本市のにぎわいづくりを推進するため、医療、商業等の日常生活に必要な地域生活機能と、交通結節機能の強化を図る拠点です。
- 地域拠点（一宮地区）：当地域の人口で成立する都市機能の維持・拡充により、周辺に分布する豊かな景観資源を保全するとともに、良好な住宅環境を形成する拠点です。
- 地域拠点（音羽地区）：当地域の人口で成立する都市機能の維持や誘致により、豊かな自然環境を活かしたまちづくりを推進する拠点です。
- 地域拠点（御津地区）：当地域の人口で成立する都市機能の維持や誘致により、臨海部の産業地域と調和を図りながら、水と緑の多様な自然環境を活かしたまちづくりを推進する拠点です。
- 地域拠点（小坂井地区）：鉄道３路線が整備され、市内外の多方面へ鉄道での移動が可能な地区であり、都市機能の維持・拡充により、生活利便性の高い住宅地を形成する拠点です。

まちづくりの方針

豊かな歴史・文化的資源や自然環境の保全と活用を図り、豊かに暮らし続けることができる持続可能な都市の実現を目指し、都市の将来像とまちづくりの方針を以下のように定めました。

都市の将来像

歴史・文化・自然が息づき 人とまちが輝き続ける持続可能な都市

まちづくりの方針

地域の特性に応じた都市機能が配置されたまち ・必要な都市機能の効率的な確保 ・主要な鉄道駅周辺への都市機能の配置 ・多世代の交流を促進する都市機能の配置	安全・安心で住み続けられるコンパクトなまち ・生活利便性の高い拠点周辺への人口の集積 ・ゆとりある居住地の確保 ・自然災害に対し安全な地域への居住の誘導
誰もが都市機能にアクセスできるまち ・鉄道４路線の高い利便性の維持 ・メリハリのある効率的な公共交通体系の形成 ・拠点間を連絡する幹線道路ネットワークの形成 ・生活道路の安全と快適性の確保	豊川らしさの発揮による活力とにぎわいのあるまち ・歴史・文化資源等を活用した交流人口の拡大による地域経済の活性化 ・市民等が利用する商業機能の拡充 ・通勤しやすい居住地の確保 ・広域交通を処理する道路ネットワークの確保

目指すべき都市の骨格構造

主要な鉄道駅周辺の市街地を拠点として位置づけ、これら拠点を道路や公共交通などの交通ネットワークにより連絡する骨格構造を形成します。



誘導方針

各まちづくりの方針に対し、都市機能の適正配置や人口密度の維持等に向けた誘導方針を示します。

●各地域の既存機能の維持・強化、不足する機能の誘導

・中心拠点と全ての地域拠点に都市機能誘導区域を設定し、各拠点に都市機能施設を適正に誘導する。

●利便性の高い地域へのゆるやかな誘導

・拠点の生活利便性を向上させることで、時間をかけ緩やかにコンパクトな都市構造を形成する。

・市街化調整区域の居住地においても生活の利便性が大きく低下することがないように努める。

●行政、交通事業者、市民・地域・利用者の協働による効率的な移動手段の確保

・まちづくりと一体となった道づくりを関係者と連携して推進する。

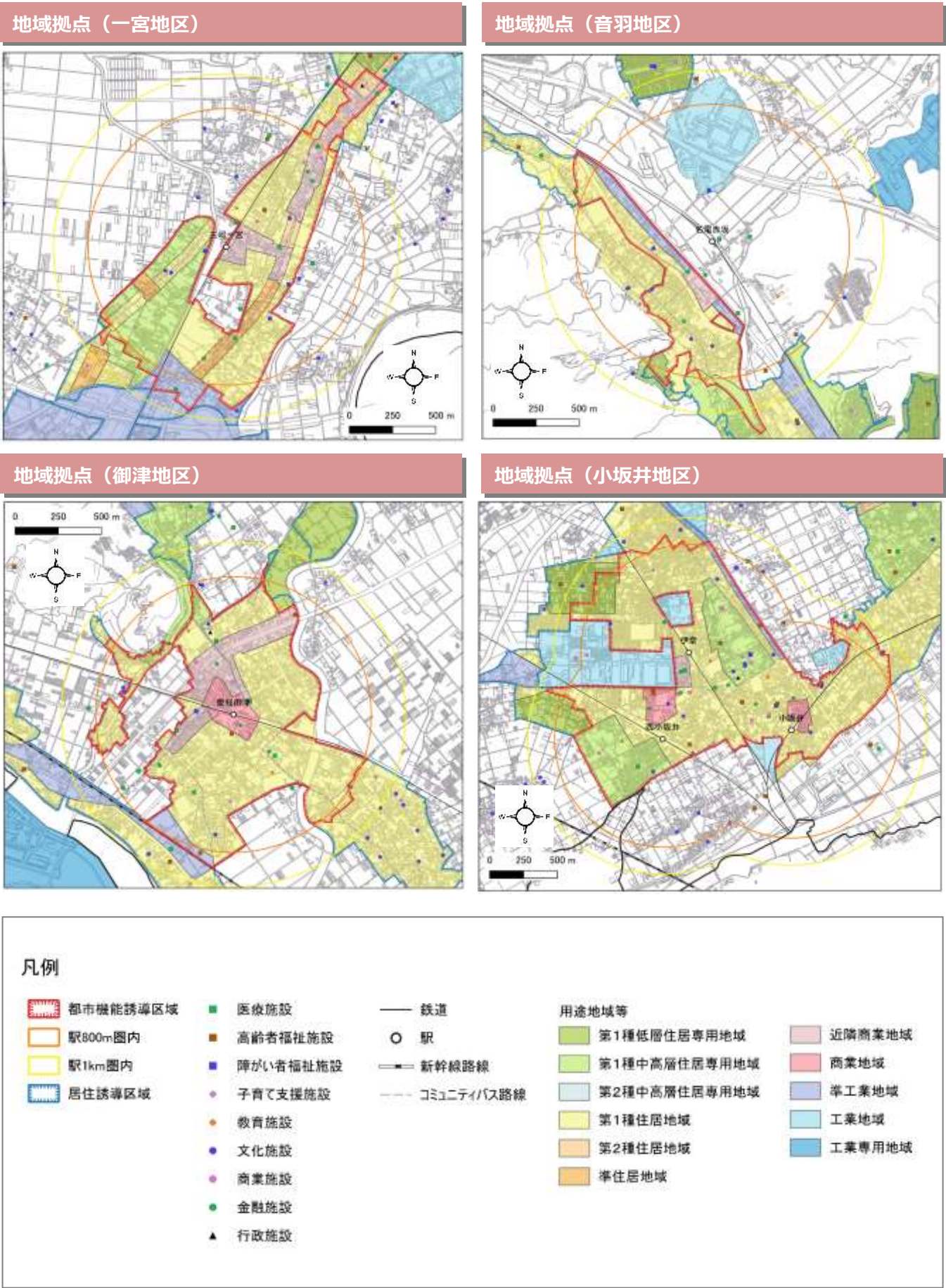
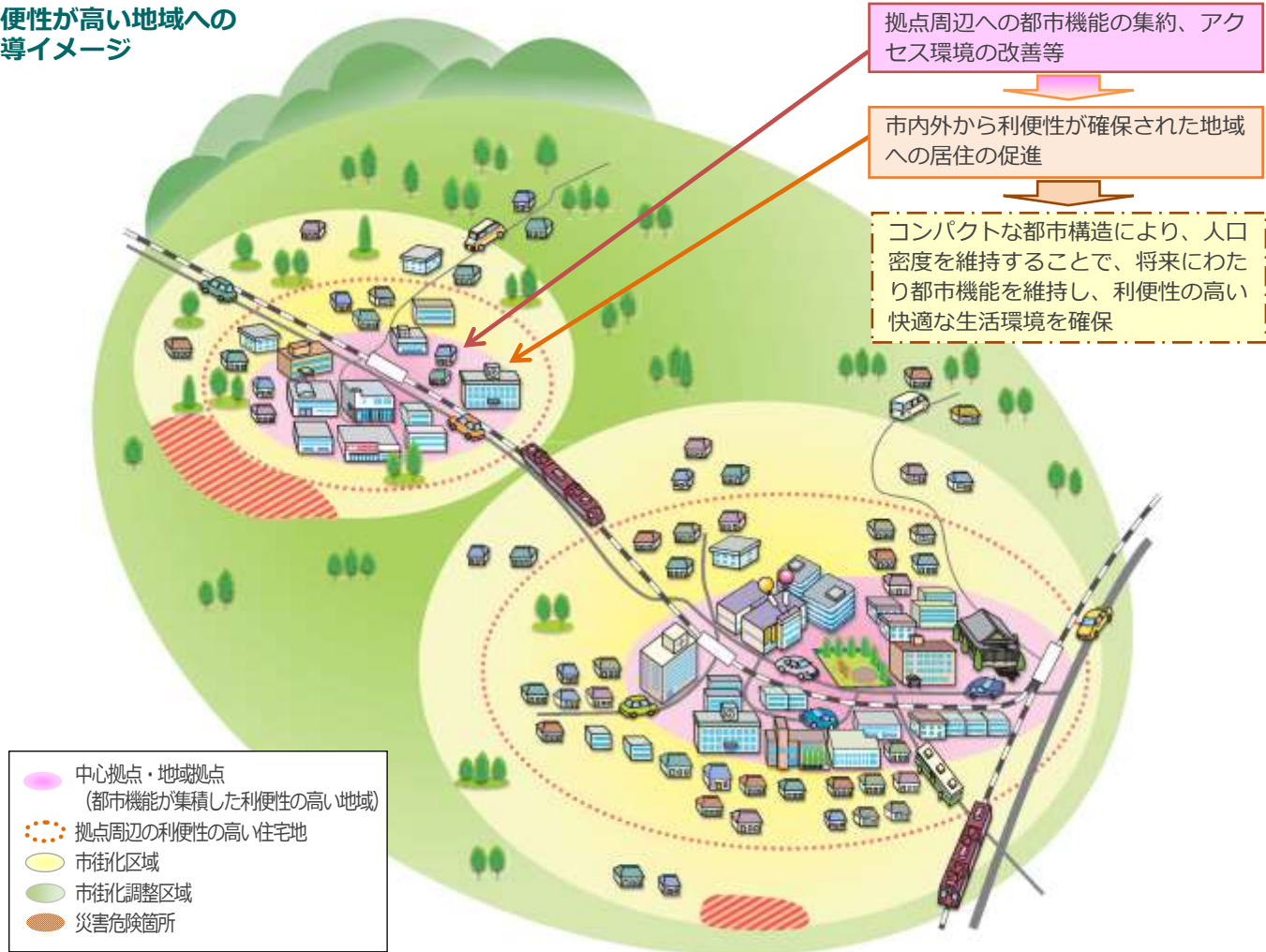
・各関係者が協働で責任を持って公共交通を支える。

●都市機能と居住地の適正配置による産業振興

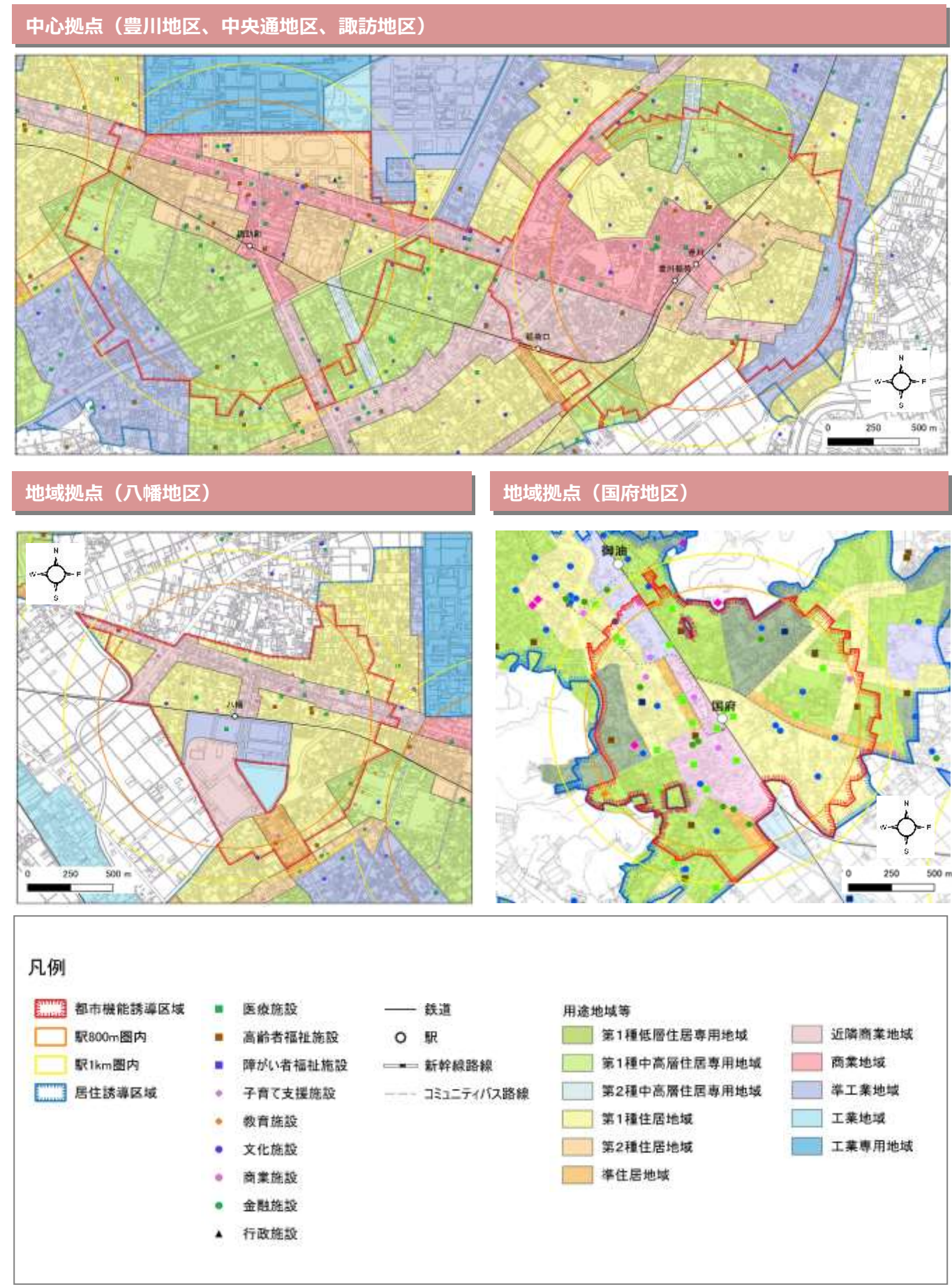
・歴史・文化的資源等を保全・活用したまちのにぎわいを維持・拡大する。

・事業所や工場が集積する地域では産業振興を進める。

利便性が高い地域への誘導イメージ



豊川市の都市機能誘導区域 詳細図



居住誘導区域・都市機能誘導区域の設定

1 居住誘導区域

豊川市域に対し、以下の視点による検討を行い、居住誘導区域を設定します。

豊川市域（立地適正化計画区域）

視点1）良好な居住環境の確保に向けた検討により除外する区域（都市計画運用指針に基づく）

- ▲市街化調整区域
- ▲災害危険区域
- ▲地すべり防止区域（地すべり区域、隣接区域）
- ▲急傾斜地崩壊危険区域
- ▲土砂災害特別警戒区域（土石流、急傾斜地の崩壊）
- ▲土砂災害警戒区域（土石流、急傾斜地の崩壊）
- ▲土砂災害危険箇所（土石流危険渓流による危険区域、土石流危険流域、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所）
- ▲豊川市洪水ハザードマップによる浸水深2m以上のエリア直近の地形地物に囲まれた範囲
- ▲津波災害警戒区域（浸水深2m以上のエリア直近の地形地物に囲まれた範囲）
- ▲工業専用地域
- ▲御幸浜地区計画の計画区域

視点2）その他関連法による除外区域

- ▲陸上自衛隊豊川駐屯地、豊川訓練場及び官舎

視点3）活力の維持・創出に向けた検討により除外する区域

- ▲工業地域
- ▲準工業地域のうち、一団の工業用地及び豊川IC

視点4）公共交通カバー圏域による検討 ※除外区域なし

居住誘導区域の設定

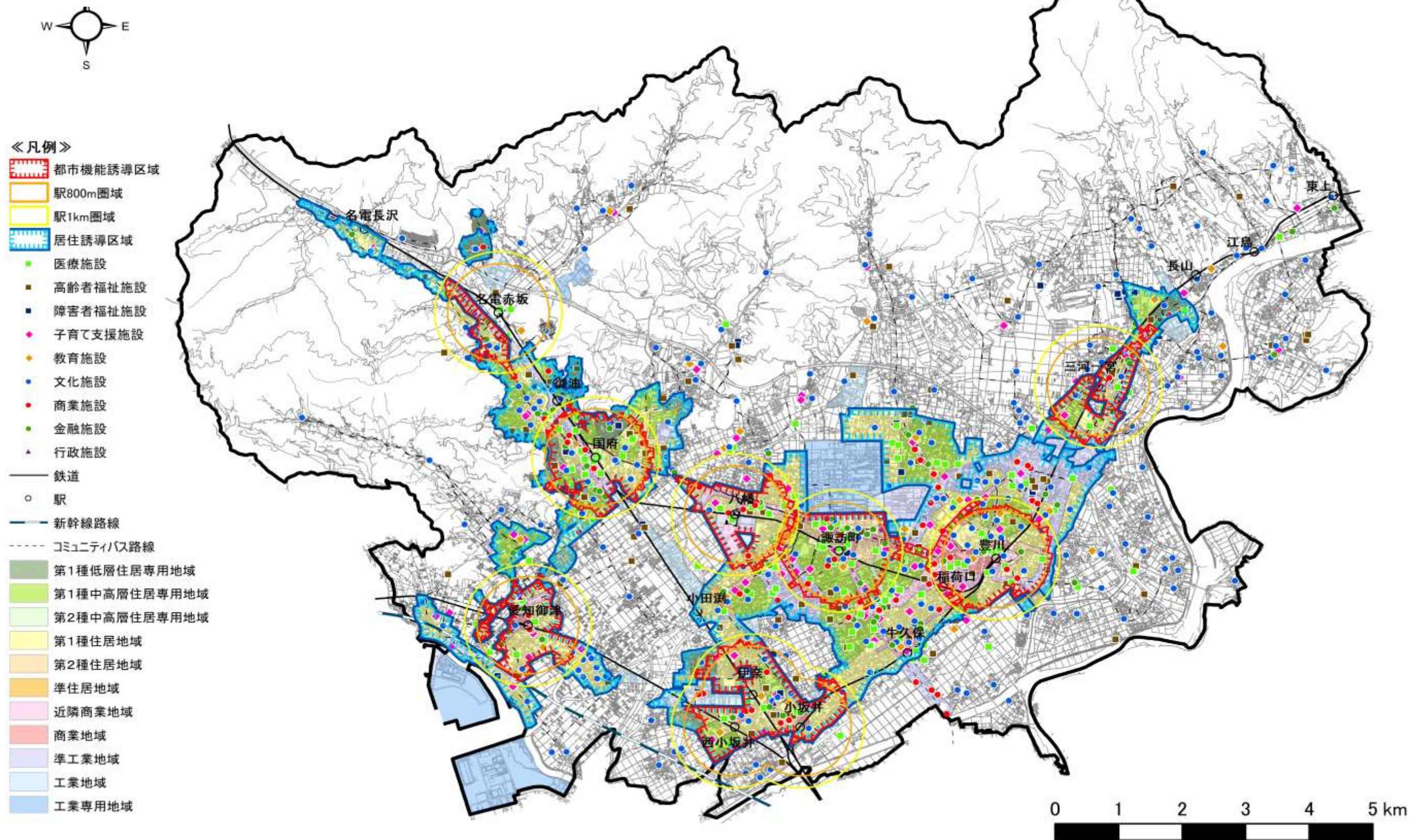
- ※ 災害危険区域等と重複する箇所は除く。
- ※ 「視点2）その他関連法による除外区域」の規定により除外された箇所において、除外理由が喪失した場合は、誘導区域の設定の考え方に照らし合わせ、誘導区域に含める。

2 都市機能誘導区域

以下の考え方により、都市機能誘導区域を設定します。

- ①居住誘導区域の範囲内で設定します。
- ②中心拠点及び地域拠点の中心となる駅から半径800m～1kmの範囲を基本とし、800m圏を超えた最初の用途地域境界や道路や河川等の地形地物を境界として設定します。なお、地形地物を境界に設定する場合は、その中心線を定め境界線とします。
- ③拠点のにぎわいの創出に向け、駅から半径1kmにある近隣商業地域や商業地域（日用品の買物をする店舗をはじめ商業等の業務の利便の増進を図るための用途地域）を都市機能誘導区域に設定します。
- ④中心市街地として、拠点を形成してきたことから豊川市中心市街地商業等活性化基本計画の計画区域を都市機能誘導区域に設定します。
- ⑤合併前の旧町の中心である支所を含む範囲を都市機能誘導区域に設定します。
- ⑥第一種低層住居専用地域のうち、建蔽率が30%、容積率が50%に指定されている地域は、上記②の範囲内であっても都市機能施設の立地が見込めないことから都市機能誘導区域に設定しないこととします。

豊川市の居住誘導区域・都市機能誘導区域



※ただし、災害危険区域等と重複する箇所は除く。